

平成23年3月30日

農林水産省 関東農政局長
官本 敏久 殿

群馬県農業法人協会会長 武井尚一
茨城県農業法人協会会長 山崎正志
栃木県農業法人協会会長 手塚博志
彩の国埼玉・農業法人協会会長 金井 明
東京都農業法人協会会長 大森 齋
千葉県農業協会会長 八代俊彦
神奈川県農業法人協会会長 笠原節夫
(公印省略)

国民の健康被害の防止と食料の安定供給に向けた適切なリスク管理
の実施について（要請）

現在、我が国では大震災と津波による多数の被災者が発生しており、原発事故では周辺住民が著しい困窮状態にあります。国民全体も強い危機感を共有し、被災地には全国から温かい支援の手がさしのべられています。こうしたなかで、農産物の放射能汚染は国民生活に不安を与え、出荷できなくなった農業者には壊滅的な経済的打撃を与え、将来の営農継続に不安を与えています。この問題に適切に対応するため、以下の事項につき、要請します。

記

1 短期的な対応として、当面の運転資金と補償について早急に指針を示すこと

被災した農業者は、震災被害及び放射能汚染による出荷制限等並びに風評被害により農産物を販売することができないことから、収入が無く、資金ショート目前である。

このため、農業者の経営を存続させるために、多くの金融機関による一日も早い運転資金(無利息、無担保、無保証)制度の確立が必要です。

また、風評被害を含めた被害を証明する方法について、統一した見解を示すこと。

2 国民の健康被害の防止を第一に、適切なリスク管理を実施すること

消費者の冷静な行動を担保するには、リスク管理機関としての信頼性を損なうことはあってはなりません。このため、リスク管理にあたっては科学的な客観性を保ち、国民の健康被害の防止を第一とすること。そのうえで、風評被害が農業者の経営を直撃し、欠品等によって食品産業や消費者の豊かな食生活が犠牲となっている現状をふまえて、過剰な規制を防ぐための適切なリスク管理を行うことが必要です。

3 評価結果をもとに、農業生産者の行動に参考となる情報をわかりやすく提示すること

リスク管理機関として、食品安全委員会の評価結果と、自らが有する知見を総動員して必要にして十分な規制や指導などを実施すること。農産物の放射能汚染には降下物の付着だけでなく、汚染された土壌からの吸収なども想定されます。この問題について、国内外の既存の研究成果など知見を集めるとともに、土壌分析の実施や作物体への吸収メカニズムの分析、放射能汚染を軽減する手法や農法の検討など、あらゆる対策を総合的にかつ早期に講じること。また、過度な規制や風評被害が発生しないよう、情報発信の手法については十分に留意することが必要です。

4 短期だけでなく、中長期の対策もあわせて検討、実施すること

土壌や用水が汚染された場合、特に放射性セシウムによる汚染については半減期が30年と長期間にわたることから、営農が困難となることも想定される。汚染の現状を調査し、対策を検討した上で、営農の継続が困難となる地域については、代替農場の確保や移住の支援など、中長期的な視野にたった思い切った支援の検討が必要です。

以上